

平成 25 年 7 月 9 日

## 島田紳助氏及び当社と講談社との訴訟について第一審判決のお知らせ

ファンのみなさま  
関係者 各位

吉本興業株式会社  
代表取締役 大崎 洋

当社及び島田紳助氏が、平成 24 年 9 月 15 日及び同月 22 日付発売の FRIDAY に掲載された記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である秋吉敦司氏に訴訟提起していた事件について、本日、東京地方裁判所において、当社及び島田紳助氏勝訴の判決が言い渡されましたので、ご報告いたします。

同記事は、島田氏が当時滞在していたマンションのベランダ及び室内の様子を撮影してプライバシーを侵害したほか、島田氏が、大阪市中央区の不動産を購入する際に、暴力団関係者の威力を利用して、3 億円前後の価値のある不動産を 10 分の 1 の価格で購入したとの事実、並びに、当社において暴力団と密接な交際があること、違法な経理処理を行っていることなどから、経理担当者が 1 年の間に、3～4 名辞職したことなどを指摘する記事でしたが、裁判所は、講談社による名誉棄損及び人格的利益（プライバシー権）の侵害を認めたとえ、記事の重要部分について真実である証明はなく、また、真実であると信ずるに相当な理由もない旨判断し、株式会社講談社及び秋吉敦司氏に対して、当社に 110 万円、島田紳助氏に 330 万円の損害賠償をそれぞれ支払うことを命じました。

当社としては、判決では適切なお判断をいただいたものと考えており、株式会社講談社及び同社社長である野間省伸氏に対しては、ずさんな取材をもとに当社及び島田氏の名誉を棄損したことを再度厳重に抗議するとともに、特に、写真の「撮影態様も悪質」である旨判決が判断している点について、真摯な反省を求めます。

当社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、何卒、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上